

9/30施行!

改正労働者派遣法 緊急解説セミナー

～今般成立した改正労働者派遣法の概要とポイントの解説～

「26業務」の廃止、「期間制限」の見直し、特定労働者派遣事業の廃止などを盛り込んだ「改正労働者派遣法」が9月11日に成立し、9月30日に施行されることになりました。

今回の改正では、派遣期間制限のない秘書や通訳、事務用機器操作等のいわゆる「26業務」が廃止され、業務の内容による期間制限が撤廃される一方、無期雇用派遣労働者は期間制限なし、有期雇用派遣労働者は期間制限あり、という派遣労働者の雇用形態に応じた期間制限へと変更されました。特に有期雇用派遣労働者の期間制限については、派遣先事業所単位の期間制限と派遣労働者個人単位の期間制限という、2つの新しい期間制限が設けられるなど、各企業においては新しい派遣制度の枠組みを充分理解し、派遣労働者の受入・更新を行なう必要があります。

そこで今回は緊急解説セミナーとして、改正労働者派遣法の概要とポイントについて詳しく解説をいただきます。

日時 平成27年10月26日(月) 14:30～16:30 (受付開始 14:00～)

場所 産業貿易センタービル地下1階 B102号室
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル地下1F

講師 神奈川県労働局 職業安定部 需給調整事業課 課長補佐 沼野 柄也 氏

参加費 協会会員 : ¥3,000-
非会員 : ¥5,000-
※テキスト代・消費税込み

講義内容 (予定概要)

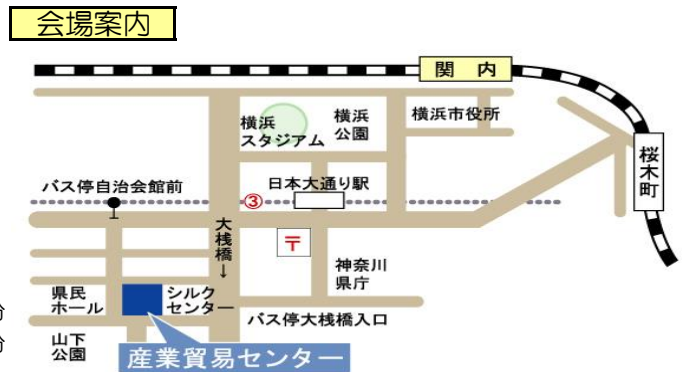
以下の研究会員の方(登録者のみ)は、1,000円割引をさせていただきます。

①労働法研究会員 ②労使関係研究会員 ③人事制度研究会員 ④教育研究会員

1. 業務の内容による期間制限の撤廃と経過措置
2. 派遣労働者の雇用形態に応じた期間制限
3. 派遣労働者個人単位の期間制限と派遣先事業所単位の期間制限
4. 派遣労働者のキャリアアップ・処遇改善
5. 特定労働者派遣の廃止 ほか
6. 質疑応答

【申込方法】 下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
【定員】 90名。定員になり次第締め切らせていただきます。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成27年 月 日

×切: 10月22日(木) 改正労働者派遣法緊急解説セミナー(10/26)参加申込書

会社名		事業所		該当研究会名もしくはいずれかに○印 ()研究会員・会員・非会員
住所		TEL		FAX
〒				
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail		
参加者氏名	参加者ふりがな	参加者所属	参加者役職	

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。
【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)